

総社市用品調達基金取扱規程（平成17年総社市訓令第30号）の一部を次のように改正する。

令和2年12月18日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前																									
<p>別表（第2条関係） 1 消耗品</p> <table border="1" data-bbox="165 794 1099 1410"> <thead> <tr> <th>品 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>表彰状</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>付せん紙</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>消ゴム</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>のり（補充品）</td> </tr> </tbody> </table>	品 名	略	表彰状	略	付せん紙	略	消ゴム	略	のり（補充品）	<p>別表（第2条関係） 1 消耗品</p> <table border="1" data-bbox="1137 794 2076 1410"> <thead> <tr> <th>品 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>表彰状</td> </tr> <tr> <td>けい紙</td> </tr> <tr> <td>白表紙</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>付せん紙</td> </tr> <tr> <td>ペーパーパッチ</td> </tr> <tr> <td>鉛筆</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>消ゴム</td> </tr> <tr> <td>修正液</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>のり（補充品）</td> </tr> <tr> <td>はさみ</td> </tr> <tr> <td>ホッチキス</td> </tr> </tbody> </table>	品 名	略	表彰状	けい紙	白表紙	略	付せん紙	ペーパーパッチ	鉛筆	略	消ゴム	修正液	略	のり（補充品）	はさみ	ホッチキス
品 名																										
略																										
表彰状																										
略																										
付せん紙																										
略																										
消ゴム																										
略																										
のり（補充品）																										
品 名																										
略																										
表彰状																										
けい紙																										
白表紙																										
略																										
付せん紙																										
ペーパーパッチ																										
鉛筆																										
略																										
消ゴム																										
修正液																										
略																										
のり（補充品）																										
はさみ																										
ホッチキス																										

改正後	改正前
ホッチキス針	ホッチキス針
ダブルクリップ	ゼムクリップ
白墨	ダブルクリップ
略	ナイフ（替刃）
タフロープ	押ピン
略	すべり止めクリーム
石けん	白墨
略	スタンプ台（補充液）
2 略	朱肉（朱の油）
	略
	タフロープ
	ゴムバンド
	略
	石けん
	たわし
	ちり取り
	バケツ
	略
	2 略

附 則
この訓令は、令和3年4月1日から施行する。